

◆ 預金の種類別 休眠預金等活用法に係る異動事由

株式会社清水銀行は、「民間公益活動に促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）にかかる対象となる預金について、以下の事由を異動事由として取扱います。

異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と各金融機関が認可を受けることにより異動事由となるものがあります。

NO	対象預金	法定異動事由	当行が認可を受けている異動事由						
			通帳			証書		総合口座 ※5	通帳式預金 ※6
			発行	記帳※4	繰越	発行	繰越		
1	当座預金	1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。） 2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。） 3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告の対象となっている場合に限ります。） (a) 当該預金に係る最終異動日等に関する事項 (b) 当該預金に係る休眠預金等活用法第4条第1項に規定する休眠預金等移管金（以下「休眠預金等移管金」という。）の同項に規定する納期限 (c) 休眠預金等移管金が預金保険機構に納付されたときは、当該納付の日において当該預金に係る債権が消滅する日 (d) 休眠預金等活用法第7条第2項に規定する休眠預金等代替金の支払に関する事項 (e) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (f) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地	○	—	○	—	—	—	—
2	普通預金・普通預金（決済用預金）		○	○	○	—	—	○	—
3	インターネット支店専用普通預金		—	—	—	—	—	—	—
4	貯蓄預金		○	○	○	—	—	—	—
5	積立貯蓄預金		○	○	○	—	—	—	—
6	通知預金		○	○	○	○	○	—	○
7	納税準備預金		○	○	○	—	—	—	—
8	スーパー定期預金 ※1		○	○	○	○	○	○	○
9	期日指定定期預金		○	○	○	○	○	○	○
10	変動金利定期預金		○	○	○	○	○	○	○
11	プレミアム定期預金 （退職金プラン・ゆとりプラン・相 続プラン）※1		○	○	○	○	○	—	○
12	大口定期預金 ※2		○	○	○	○	○	—	○
13	しみず年金定期預金 ※1		—	—	—	○	○	—	—
14	年金受取ご予約定期預金 ※1		—	—	—	○	○	—	—
15	6ヶ月据置き定期預金（夢工房）		—	—	—	○	○	—	—
16	しみずニュー福祉定期預金 ※1		—	—	—	○	○	—	—
17	積立定期預金		○	○	○	—	—	—	—
18	定期積金（きぼう） ※3		○	○	○	—	—	—	—
19	エスパルススーパー積金 ※3		○	○	○	—	—	—	—
20	教育スーパー積金（はぐくみ） ※3		○	○	○	—	—	—	—
21	インターネット支店専用定期預金		—	—	—	—	—	—	—
22	総合口座・総合口座（決済用預金）		○	○	○	—	—	○	—

※1は自由金利型定期預金(M型)規定、※2は自由金利型定期預金規定、※3は自由金利型定期積金規定に準じた取扱いとなります。

※4は記帳する取引がない場合は除きます。

※5は総合口座の普通預金又は定期預金取引が、法定異動事由に該当した場合、もしくは上記表に掲げる通帳の発行・記帳・繰越が行われた場合、もう一方の預金の異動日も更新となります。

※6は通帳式預金（定期預金、通知預金）の通帳のうち1契約でも法定異動事由に該当した場合、もしくは上記表に掲げる通帳の発行・記帳・繰越が行われた場合、通帳内の全契約預金の異動日が更新となります。